

6 都立高等学校入試出願書類一覧

(1) 学力検査に基づく入試（全日制）

提出を要する書類等		入学願書（所定の用紙）*1	入学審査料（所定の納付書）*2	調査書（様式10）	スピーキングテスト個人レポート（都立高校提出用）	自己PRカード（様式12）	成績証明書又はこれに代わるもの	成績一覧表（別送）（様式11）	住民票記載事項証明書（様式応3）	理由書（様式応7）	具申書（様式14）	自己申告書（様式13）	志願者一覧（様式32）	その他必要な書類	
入学日までに転居予定のない者	都内の中学校を卒業見込みの者又は既に卒業した者	卒業見込みの者	◎	◎	◎	▲		◎			△	△	◎		
		卒業生	◎	◎	◎*3	◆	▲		◎	●		△		応募資格審査取扱要項1に定める書類	
	中学校卒業認定者		◎	◎		◆	▲		◎	●		△		中学校卒業程度認定証書	
	高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（義務教育年限が満12歳までであったときに義務教育を終え、その後相当年齢に達した者）		◎	◎		◆	▲		◎	●		△		出身小学校の修了証書	
	国内の外国人学校において日本の9年の義務教育相当の教育を修了見込み又は既に修了した外国籍を有する者	修了見込みの者	◎	◎	◎	◆	▲			◎*4	●		△		調査書が発行できない場合は、外国人学校の修了（見込み）証明書
		修了者	◎	◎	◎*3	◆	▲			◎*4	●		△		
都内在住者で都外の中学校を卒業見込みの者又は都内在住者で中学校を既に卒業した者（都内在住者で外国において学校教育における9年の課程を修了した者を含む。）	卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆	▲		○	◎		△	△		応募資格審査取扱要項1に定める書類	
	卒業生	◎	◎	◎*3	◆	▲	◇		◎	●		△			
入学日までに転居予定のある者	都内在住者で都内の中学校を卒業見込みの者	島しょの中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◎	▲		◎			△		島しょからの転居に関する申立書(様式15)	
		島しょへ転居予定の者	◎	◎	◎	◎	▲		◎			△		島しょへの転居及び身元引受人に関する申立書(様式15-2)	
	都外在住者で都内に転入することが確実な者	都立特別支援学校に在籍している者	◎	◎	◎	◆	▲		◎		●		△	特別支援学校校長又は児童福祉施設の長の「意見書」(志願者の入学後の居住予定等について記載のあるもの)	
		都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童	◎	◎	◎	◆	▲		◎		●		△		
		上記以外の者	◎	◎	◎	◆	▲		○		●		△	応募資格審査取扱要項3に定める書類	
	海外で学校教育における9年の課程を修了後、入学日までに都内に転入することが確実な者	日本人学校卒業（見込み）者	◎	◎	◎*3		▲		○		●		△		応募資格審査取扱要項4に定める書類
現地校卒業（見込み）者		◎	◎			▲		◎*3		●		△			

(注1) 上記の「転居」には、島しょ以外の都内での転居は含まない。

(注2) ◎は、必ず全員提出する。ただし、成績一覧表及びスピーキングテスト個人レポート（原本）は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。

なお、やむを得ない理由により中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）を受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに替えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。

○は、卒業見込みの者のみ提出する。ただし、中学校において成績一覧表が作成できない場合、提出する必要はない。また、卒業者については提出する必要はない。

*1 は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。

*2 は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。

*3 は、令和7年3月31日現在満20歳以上の者（平成17年4月1日以前に出生した者）は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。

なお、令和3年度から令和5年度までの卒業者については（様式10-2）により、令和2年度以前の卒業者については（様式10-3）により作成する。

*4 は、住民票記載事項証明書（様式応3）に外国籍を有していることの証明が必要。住民票記載事項証明書に証明がない場合、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

▲は、面接・面談実施校の志願者のみ提出する。

△は、該当する者のみ提出する。

◇は、外国において学校教育における9年の課程を修了した者のみ提出する。この場合、調査書を提出する必要はない。

●は、保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合のみ提出する。

◆は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）を本人の希望により受験した者のみ提出する。

(注3) 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学者選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報の提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

(注4) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童については、当該児童福祉施設の長からの「意見書」、都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託生徒については、「措置通知書」の写しの提出をもって、具申書とみなす。

(注5) 住民票記載事項証明書（様式応3）については、次のことに留意する。

(1) 志願者及び保護者について、令和6年11月20日以降に区市町村長が発行したものであること。

(2) 志願者が成人の場合、保護者について記載する必要はない。